

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和8年3月31日

さいたま市教育委員会教育長

竹尾秀子

さいたま市教育委員会規則第16号

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>休職にされていた期間（さいたま市教員の休職の事由等に関する条例第3条第1項の規定による休職の期間（第22条第2項第3号において「研究休職等期間」という。）のうち委員会の定める期間を除く。）</u>については、その2分の1の期間</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 休職にされていた期間については、その2分の1の期間</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p style="text-align: center;">（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>休職にされていた期間（公務傷病等による休職者であった期間及び研究休職等期間のうち委員会の定める期間を除く。）</u></p> <p>(4)～(11) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 休職にされていた期間（公務傷病等による休職者であった期間を除く。）</p> <p>(4)～(11) [略]</p> <p>3 [略]</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。